

年金事務所から国民年金への加入勧奨通知が届いたら！

新たに公立学校共済組合へ加入・転入された方 国民年金第3号被保険者となられた方へのご注意

(20歳以上60歳未満の被扶養配偶者)

公立学校共済組合の資格取得手続等をされていても、日本年金機構のシステムに情報が収録されるまで、時間がかかります。

そのため、例年4月に資格取得した方や被扶養配偶者になられた方に対しても、6月以降、所轄する年金事務所から「国民年金への加入を促すお知らせ」等加入勧奨通知が送付される場合があります。共済組合に手続をされた場合は、年金事務所に届出の必要はありません。

※平成29年4月1日資格取得者であっても、産休育休代替等で平成29年3月途中に任用が終了した方や、平成29年3月30日付で退職された方は、3月分の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付が必要です。

※平成28年度以前に加入・転入された組合員にこれらの勧奨通知等が届く場合は、基礎年金番号の不一致等が考えられますので、年金担当までご連絡ください。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828